

令和7年度
第6回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

令和7年度第6回江別市農業委員会定例総会議事録

令和7年9月30日（火） 午後2時30分開会

開催場所 江別市民会館37号室

1 出席委員（18名）

佐藤	和人
伊藤	明良
中田	和孝
保倉	義治
山口	利夫
植村	登昇
佐藤	昇文
中島	樹一
砂川	秀志
西荻野	雅一
田中	一行
保倉	浩一
松下	樹行
山田	彦浩
長谷川	彦子
工藤	多希子
浅野目	貴史

2 欠席委員（2名）

得能	謙二
百瀬	誠記

3 出席事務局職員

農業委員会事務局	局長	渡部	学
	主幹	首藤	陽
	主査	中山	太雄
	主任	栗生	祐史
	主任	武山	直人
	主任	中川	いつみ

4 議事日程

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 23 号 現況証明願及び照会について
- 日程第 5 報告第 24 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出について
- 日程第 6 報告第 25 号 第 4 回農政常任委員会開催結果報告について
- 日程第 7 報告第 26 号 第 6 回農地常任委員会開催結果報告について
- 日程第 8 議案第 17 号 現況証明願及び照会について
- 日程第 9 議案第 18 号 第 6 回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について
- 日程第 10 議案第 19 号 江別市農業委員会公印規程及び江別市農業委員会事務局組織に関する規程の一部を改正する規程の制定について

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

○議長 これより、令和7年度第6回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名であります。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

○議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、西委員、工藤委員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長 日程第2 会期の決定について
令和7年度第6回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
令和7年9月30日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

○議長 日程第3 諸般の報告について
事務局長に報告させます。
事務局長。

○事務局長 ご報告申し上げます。
令和7年度第5回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。なお、本日の総会に得能委員と百瀬委員が欠席する旨の通告がありました。

以上でございます。

○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)

ご質問なしと認めます。

◎報告第23号

○議長 日程第4 報告第23号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。
中川主任。

○中川主任 報告第23号 現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。

総会議案1ページをご覧ください。

今回提出がありましたのは、No.19の1件でございます。

土地の所在等は記載のとおりです。

No.19は、公簿地目 畑1筆 計831.00m²を、内訳のとおり農地・採草放牧地以外と証明いたしました。

これは、現地調査を行い、農地利用調査実施要領に基づき処理したものでございます。

以上でございます。

○議長 これより報告第23号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第23号を終結いたします。

◎報告第24号

○議長 日程第5 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

武山主任。

○武山主任 報告第24号 農地法第3条の3の規定による届出について、ご説明申し上げます。

総会議案2ページをご覧ください。

これは、農業委員会総会での許可決議を受けることなく、相続等により農地の権利を取得するもので、農業委員会への届出が必要となるものでございます。

今回、提出がありましたのは、No.6の1件で、土地の所在等は記載のとおりでございます。

内容につきましては、個人の相続によるものでございます。

以上、1件 5筆 計55,673.00m²でございます。

説明は、以上でございます。

○議長 これより報告第24号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第24号を終結いたします。

◎報告第25号

○議長 日程第6 報告第25号 第4回農政常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農政常任委員長の報告を求めます。

農政常任委員長。

○農政常任委員長 報告第25号 令和7年度第4回農政常任委員会開催結果につ

いて、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1 「令和7年度 江別市農業委員研修会の開催について」、令和7年11月28日(金)の第8回定例総会終了後に、農業委員会の任意事務の一環として、「江別市農業委員研修会」を開催することいたしました。

研修の内容につきましては、別紙でお配りしております資料をご覧ください。

「1 開催日時及び会場」につきましては、令和7年11月28日(金)、江別市民会館37号室において、令和7年度 第8回定例総会終了後に引き続き開催します。

「2 研修テーマ及び講師」につきましては、テーマを「地域計画など 農政の推進について」とし、講師に「北海道農政事務所 次長 原 孝文 様」をお招きします。

なお、総会に引き続き開催するものであるため、原則、全農業委員を対象として開催しますが、都合により欠席する場合は、事前に事務局へご連絡願います。

以上でございます。

○議長 これより報告第25号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第25号を終結いたします。

◎報告第26号

○議長 日程第7 報告第26号 第6回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。

農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

○農地常任委員長 報告第26号 令和7年度第6回農地常任委員会開催結果について、ご報告申し上げます。

委員会の開催日時、出席委員及び出席職員は、お手元の開催結果報告書に、記載のとおりでございます。

付議事件1 「第6回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして、内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

○議長 これより報告第26号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第26号を終結いたします。

◎議案第17号

○議長 日程第8 議案第17号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。

現地調査委員を代表して、浅野目委員より説明願います。

○浅野目委員 議案第17号 現況証明願及び照会について、ご説明申し上げます。

今回、願出がありましたのはNo.7の1件でございます。

当該土地は、昭和54年に農業用施設用地として転用許可を受けた土地、及び牧野利用組合の共同車庫として長期に利用されてきた土地で、現在の登記地目が畠であることから、願出があったものでございます。

現地調査は、9月8日に保倉浩行委員、植村委員、私、事務局から首藤主幹と日下部会計年度任用職員が参加し、行いました。

土地の所在等は記載のとおりで、No.7の現況は農業用施設のため、登記地目畠 3,210.00 m²を農地、採草放牧地以外と判定いたしました。

以上でございます。

○議長 これより議案第17号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第17号を採決いたします。

現況証明願及び照会について、願出1件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第18号

○議長 日程第9 議案第18号 第6回農用地利用集積等促進計画案に対する意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

栗生主任。

○栗生主任 議案第18号 第6回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、ご説明申し上げます。

総会議案7ページから8ページをご覧ください。

これは、農地中間管理事業の推進に関する法律第22条の規定に基づき業務委託を受けて公益財団法人道央農業振興公社が作成した農用地利用集積等促進計画案に対して、第18条第3項の規定に基づき意見を付そうとするものです。

今回の計画案は、利用権設定に係るものが6件 6筆 70,956.00 m²、でございます。

内容につきましては、記載のとおりとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、同法に定められている各要件をすべて満たし

ていると考えます。

また、当該利用集積等促進計画案について、計画案のとおり認可申請された際には即日公告がされるため、農用地の利用の効率化及び高度化の促進に資する旨意見を付したいと考えます。。

以上でございます。

○議長 これより議案第18号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.20を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

利用権設定のNo.20を除き採決いたします。

第6回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案5件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

のことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第18号の利用権設定のNo.20に対する質疑に入りますが、西委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(西委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第18号の利用権設定のNo.20を採決いたします

第6回農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、計画案1件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

のことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

西委員の復席を願います。

(西委員復席)

◎議案第19号

○議長 日程第10 議案第19号 江別市農業委員会公印規程及び江別市農業委員会事務局組織に関する規程の一部を改正する規程の制定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

首藤主幹。

○首藤主幹 それでは私から、議案第19号、江別市農業委員会公印規程及び江別市農業委員会事務局組織に関する規程の一部を改正する要領の制定について、ご説明申し上げます。資料9ページをお開き願います。

江別市におきまして、事務手続きのデジタル化による業務効率化を図るため、「江別市文書運行管理規程」及び「江別市公印取扱規程」が改正となり、令和7年10月1日から施行となります。このため農業委員会における文書事務についても同様の対応が行われるよう、標記規程の改正を行おうとするものであります。

改正内容につきましては、資料11ページから14ページまでの新旧対照表のとおりとなっており、農業委員会独自の記載・様式を削除することにより、デジタル化等の対応についても市規程と同様の運用となることとしたものであります。施行期日は市規程と同じく令和7年10月1日となります。

なお、施行後の事務手続きにつきましては、公印文書の作成においてシステム上による電子決裁を可能とするなど、デジタル化による業務効率化と市民サービスの向上を図るものでございます。

以上であります。

○議長 これより議案第19号に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第19号を採決いたします

江別市農業委員会公印規程及び江別市農業委員会事務局組織に関する規程の一部を改正する規程の制定について、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

閉会宣告

○議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
令和7年度第6回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時36分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年9月30日

議長（会長）

署名委員

署名委員